

○盛岡市森林環境整備支援事業補助金交付要綱

令和6年5月13日盛岡市告示第287号

盛岡市森林環境整備支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1 森林の公益的機能の維持及び増進を図るため、森林所有者等が森林環境整備を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林所有者等 森林所有者、森林組合及び森林環境整備の受託者
- (2) 森林環境整備 市長が別に定める基準を満たした林齢30年生以上の人工林における、適正な密度管理を目的として行う不用木（人工林の生育を阻害する恐れのある竹を含む。）の除去及び不良木の^{とう}淘汰をいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、森林環境整備に係る経費（当該年度に交付の決定を受けた他の補助金に係るものを除く。）とし、これに対する補助額は、市長が別に定めるところにより算出した額以内の額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(補助の実施期限)

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和8年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、当該補助金に係る森林環境整備の面積とする。

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

別表（第6関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第4条	1 補助金交付申請書	1部	別に定める。
	2 事業計画書	1部	
	3 収支予算書	1部	
	4 その他市長が必要と認める書類		

規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	別に定める。
規則第9条第2項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1部	別に定める。
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部	事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	別に定める。
規則第18条第2項	補助金前金払請求書	1部	別に定める。